# 大阪みなと中央病院附属訪問看護ステーション 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業運営規程

#### (事業の目的)

第1条 独立行政法人地域医療機能推進機構が設置する大阪みなと中央病院附属訪問看護ステーション(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。

## (運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 看護師その他の従業者は自ら提供するサービスの質を評価して質の向上を図るとともに、必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう実施体制の整備に努めるものとする。
- 5 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保 健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 7 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に 規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとす る。
- 8 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うととも に、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 9 前8項のほか、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成25年3月4日大阪市条例第26号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

#### (事業の運営)

第3条 指定訪問看護 [指定介護予防訪問看護] の提供に当たっては、事業所の看護師等によっての み行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

### (事業所の名称等)

- 第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
  - (1) 名 称:大阪みなと中央病院附属訪問看護ステーション
  - (2) 所在地:大阪市港区磯路1丁目7番1号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする
  - (1) 管理者 看護師 1名(常勤職員 訪問看護員と兼務)

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 看護職員 3名

看護師 3名(常勤3名うち1名管理者と兼務)

看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕計画に基づき指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に当たる。

### (営業日及び営業時間)

- 第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
  - (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。 ただし、祝日、12月29日から1月3日までを除く。
  - (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
  - (3) サービス提供時間 午前9時から午後5時とする。
  - (4)上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

### (指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容)

- 第7条 事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者の心身の機能の維持回復を 図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。
  - (1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

(サービス内容の例)

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置
- ① 福祉用具の選択、助言
- (2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護「指定介護予防訪問看護」
- (3) 訪問看護報告書の作成

#### (指定訪問看護の利用料等)

第8条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬 告示上の額とし、そのサービスが 法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受け るものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとする。

2 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定 に関する基準」(平成18年3月14日厚生省告示第127号)によるものとする。

- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費はその実費を徴収する。な お、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
  - (1) 実施地域を越えた距離 1km につき50円
- 4 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族 に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに 同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(涌常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、大阪市港区、西区の区域とする。

#### (衛生管理等)

- 第10条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を 講じるものとする。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

#### (緊急時等における対応方法)

- 第11条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、 その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、その指示に従って処置を行うとともに 管理者に報告する。この場合において、主治医との連絡が困難なときは救急搬送等の所要の処置を 行うものとする。
- 2 利用者に対する指定訪問看護 [指定介護予防訪問看護] の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 利用者に対する指定訪問看護 [指定介護予防訪問看護] の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

### (苦情処理)

- 第12条 指定訪問看護 [指定介護予防訪問看護] の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速か つ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定訪問看護 [指定介護予防訪問看護] に関し、介護保険法第23条の規定 により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質 問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して 国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を 受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

### (個人情報の保護)

- 第13条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生 労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」 を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

- 第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又は再発防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者
  - (利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

# (業務継続計画の策定等)

- 第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期 的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第16条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
  - (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
  - (2)継続研修 年3回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容と する。
- 4 事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護[指定介護予防訪問看護] の提供をさせないものとする。
- 5 事業所は、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は独立行政法人地域医療機能推進機構大阪みなと中央病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は、2019年11月1日から施行する。

この規定は、2023年12月1日から施行する。